

姫路市

おくやみ
ハンドブック

ご遺族の方へ手続きのご案内

令和8年度版



ご遺族の皆さまへ

この度は、謹んでお悔やみ申し上げます。

このおくやみハンドブックは、死亡届提出後の亡くなられた方に関する
様々なお手続き（保険・年金など）をご案内します。

市役所1階の住民窓口センター内に、本誌掲載の一部手続きの受付
を行う「おくやみ窓口（**事前予約制**、詳細は右記をご覧ください。）」
を開設しています。



おくやみ窓口のご案内

おくやみハンドブックに掲載のお亡くなりになられた方に関する市役所内の手続きについて、必要な申請の受付や担当部署の案内を行う「おくやみ窓口」を開設しています。ぜひ、ご利用ください。



【姫路市】
おくやみ窓口

利用方法

- 1日5枠の**事前予約制**です。(平日：①9時・②10時・③11時・④13時30分・⑤14時30分)
- 利用希望日の**4開庁日前16時まで**にご予約ください。

電 話 079-221-2356

平 日 9:00～17:00(12:00～13:00を除く)

場 所

姫路市役所本庁舎1階 住民窓口センター内

【ご注意】

- すべての手続きがおくやみ窓口でできるわけではありません。手続きの内容によっては、担当窓口をご案内します。
- おくやみ窓口を利用せず、直接各担当窓口で手続きすることもできます。
- 担当窓口がご不明の方は、本庁舎1階住民窓口センター（おくやみ窓口）へお越しください。手続きが必要な課をご案内します。（手続きは各課にて行っていただきます。）
- 姫路市内の出先窓口にて手続きが可能なものも一部ありますので、お問い合わせのうえご利用ください。
出先窓口のお問い合わせは、P36をご覧ください。



手続きチェックリスト	4
------------	---

市役所での手続き	6
----------	---

7 年金	15 税
7 印鑑	16 市営住宅
8 介護	17 地域福祉
8 国民健康保険	17 農地
9 後期高齢者医療制度	17 森林
9 福祉医療	17 上下水道
10 高齢者	18 子ども
11 障害	20 市役所外のお手続き
14 共通	

死亡届提出後の年金の手続き	22
---------------	----

24 駅周辺地図	25 庁舎マップ
----------	----------

大切な人をなくされた方への支援のご案内 26

霊苑・墓地への納骨手続き 28

相続について 29

委任状 34

出先窓口のご案内 36

姫路市役所 庁舎マップはP25

住 所 〒670-8501
兵庫県姫路市安田四丁目1番地

電 話 079-221-2111

開庁時間 月曜日～金曜日
9:00～17:00まで
(土曜日・日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日までは閉庁)

手続きチェックリスト

【死亡届を提出された方へ】

このたび死亡届を提出されましたが、亡くなられた方が下記に該当される場合は、別途手続きが必要となります。
 手続きの内容や必要書類については、該当のページをご参照のうえ、各担当課・担当機関にお問い合わせください。
 ※下記の表には、亡くなられた方の状況について、主なものを掲載しています。

区分	✓	亡くなられた方の状況	期 日	担当課	参照ページ
年 金	☐	年金を受給されていた方	未支給年金等の請求には時効あり ●未支給年金…5年 ●遺族年金…5年	国民年金 窓口センター 1F	P7
	☐	年金に加入されていた方	死亡一時金等の請求には時効あり ●遺族年金…5年 ●死亡一時金…2年		P7
印 鑑	☐	印鑑登録をされていた方		住民窓口センター 1F	P7
介 護	☐	介護保険に加入されていた方		介護保険課 2F	P8
保 険	☐	国民健康保険に加入されていた方	葬祭を行った日の翌日から2年	国民健康保険課 1F	P8～9
	☐	後期高齢者医療制度に加入されていた方	葬祭を行った日の翌日から2年	後期高齢者医療保険課 1F	P9
福祉医療	☐	福祉医療費助成制度を受給されていた方		福祉総務課 (福祉医療担当) 1F	P9
高齢者	☐	高齢者バス等優待乗車カードをお持ちの方		高齢者支援課 2F	P10
障 害	☐	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		障害福祉課 1F	P11
	☐	自立支援医療(精神通院)制度を受けていた方			P11
	☐	各種の障害福祉サービスを受けていた方	なるべく早く (利用していたサービスによる)		P11～14

区 分	✓	亡くなられた方の状況	期 日	担当課	参照ページ
税 金	☐	原動機付自転車を所有されていた方	●廃車…死亡後30日以内 ●名義変更…死亡後15日以内	主税課 2F	P15
	☐	市内に固定資産をお持ちの方	相続を知った日の翌日から3ヶ月以内	資産税課 2F	P15
	☐	口座振替で納税している方	なるべく早く	納税課 2F	P15
市営住宅	☐	市営住宅の名義人であった方	至急	住宅課 5F	P16
地域福祉	☐	災害時要援護者台帳に登録されていた方	なるべく早く	地域福祉課 (地域福祉担当) 8F	P17
農 地	☐	農地をお持ちの方	相続登記完了後速やかに	農業委員会事務局 (農政担当) 9F	P17
森 林	☐	森林をお持ちの方	所有者となった日から90日以内	林産振興課 7F	P17
上下水道	☐	上下水道を使用されていた方	なるべく早く	姫路市 水道料金センター	P17
子ども	☐	児童手当を受給されていた方	死亡の翌日から15日以内	こども支援課 2F	P18
	☐	児童扶養手当を受給されていた方	なし(時効消滅あり)		P18
	☐	母子家庭・父子家庭・遺児になられた方	なし(申請翌月からの支給)		P18
	☐	特別児童扶養手当を受給されていた方	死亡後14日以内		P18
	☐	障害児福祉手当を受給されていた方	死亡後14日以内		P19
	☐	母子父子寡婦福祉資金貸付金の貸付を受けている方、償還中の方、連帯保証人の方	なるべく早く	こども支援課 2F	P19
	☐	こども園・保育所に利用申し込み・在園している児童またはその保護者の方	同一年度内(なるべく早く)	こども保育課 2F	P19

市役所での手続き

下記に記載の各種手続きは、一般的な場合を想定して掲載しておりますので、すべての方に該当するものではありません。場合によっては《委任状》が必要となることがあります。掲載の各種手続きに関しまして、詳しくは各担当課へお問い合わせください。

お越しの際には、以下のうち該当するものをお持ちいただきますようお願いいたします。

なお、手続きごとに必要なものは、該当の記事でご確認ください。

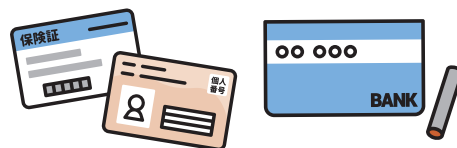
亡くなった方のもの

- ☐ 基礎年金番号のわかるもの（基礎年金番号通知書または年金手帳、年金証書など）
- ☐ 印鑑登録証（ひめじAIカード）
- ☐ マイナンバーカード（個人番号カード）または個人番号通知カード
- ☐ 葬祭執行者（喪主）が確認できるもの（葬儀証明書・会葬礼状・葬儀の領収書等）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ☐ 福祉医療費受給者証
- ☐ その他市役所から交付された証書類

該当する証書類が紛失などにより無い場合は、窓口でその旨お申し出ください。

ご遺族のもの

- ☐ 本人確認書類（お越しいただく方、葬祭執行者）
 - ① 官公署が発行した顔写真がある証明書1点
運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）、パスポート、身体障害者手帳など
 - ② ①がない場合は次のうち2点
健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、基礎年金番号通知書（または年金手帳）、年金証書など
- ☐ 預貯金通帳（相続人代表者、葬祭執行者）
- ☐ 亡くなった方の名義の預貯金口座から各種保険料等を口座引き落としされている場合は、新たに変更する引き落とし口座の預貯金通帳と通帳届出印



※世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、国民健康保険 加入者全員の資格確認書・限度額適用認定証をお持ちください。

※**戸籍・住民票・税に関する証明書の請求を代理人が行う場合は、委任状が必要となります**ので、ハンドブックにある委任状をコピーしていただくか、切り離してご利用ください（委任状は任意の様式でも有効です）。

※**年金事務所での手続きを代理の方が行う場合は、別途委任状が必要となります**（年金事務所用の委任状は、市役所国民年金窓口センター又は年金機構のホームページで配布しています）。

※相続人代表者が法定相続人でなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書 { 公正証書遺言・秘密証書遺言（検認済のもの）・自筆証書遺言（検認済のもの） } をお持ちください。

年金

年金を受給中の方の手続き

受給中の年金の種類により手続きが異なります。詳細は22ページをご参照ください。(未支給年金、遺族年金の請求など)

対象者 年金を受給中の方

【☒ 手続きに必要なもの】

受給中の年金、申請される届出の種類により異なります。

期 限 未支給年金等の請求には時効があります。

【主な時効】・未支給年金5年
・遺族年金5年

受付場所 受給中の年金の種類により異なります。
詳細は22ページ参照。

※一部手続きは地域事務所、支所、駅前市役所でも可

問合せ 受給中の年金の種類により異なります。
詳細は22ページ参照。

年金に加入中の方の手続き

(60～65歳の年金を受給していない人を含む)

加入中の年金の種類により手続きが異なります。詳細は23ページをご参照ください。(死亡一時金、遺族年金の請求など)

対象者 年金に加入中の方

(60～65歳の年金を受給していない人を含む)

【☒ 手続きに必要なもの】

加入中の年金、申請される届出の種類により異なります。

期 限 死亡一時金等の請求には時効があります。

【主な時効】・遺族年金5年
・死亡一時金2年

受付場所 加入中の年金の種類により異なります。
詳細は23ページ参照。

※一部手続きは地域事務所、支所、駅前市役所でも可

問合せ 加入中の年金の種類により異なります。
詳細は23ページ参照。

第3号被保険者の方の手続き

第1号被保険者への種別変更

対象者 死亡された方に扶養されていた20歳以上
60歳未満の配偶者

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 基礎年金番号通知書(または年金手帳)

☐ 資格喪失証明書

期 限 死亡後14日以内

受付場所 国民年金窓口センター(本庁舎1階)、
地域事務所、支所、駅前市役所、出張所、
サービスセンター

問合せ 国民年金窓口センター(本庁舎1階)
☎079-221-2332

印鑑

印鑑登録証の返還

対象者 印鑑登録をされていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 印鑑登録証(ひめじAIカード)

期 限 なし

受付場所 住民窓口センター(本庁舎1階)、
地域事務所、支所、駅前市役所、出張所、
サービスセンター

問合せ 住民窓口センター(届出窓口担当)
(本庁舎1階)
☎079-221-2365

介護

介護保険被保険者証等の返還

対象者 介護保険被保険者証をお持ちの方

※介護施設等への提示がまだの場合は、提示・精算後に返還してください。

【☑ 手続きに必要なもの】

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 介護保険負担割合証(該当の方)
- ☐ 負担限度額認定証(該当の方)

期 限 なし

受付場所 介護保険課(本庁舎2階)、家島事務所、各保健福祉サービスセンター、支所、駅前市役所、出張所、サービスセンター

問合せ 介護保険課(本庁舎2階)
☎079-221-2445

国民健康保険

国保加入者の記載事項変更

対象者 亡くなられた方が世帯主で、その世帯に国民健康保険加入者がいる場合

【☑ 手続きに必要なもの】

- ☐ 資格確認書
- ☐ 限度額適用認定証など(あれば)

期 限 なし

受付場所 国民健康保険課(本庁舎1階)、地域事務所、支所、駅前市役所、出張所、サービスセンター

問合せ 国民健康保険課(本庁舎1階)
☎050-1784-0673

保険料の口座振替依頼申請

対象者 亡くなられた方が世帯主で、その世帯に国民健康保険加入者がいる場合
※世帯主変更に伴い、口座振替が停止になります。

世帯主変更後も口座振替をご希望の場合は、再度申請手続きをしてください。

パソコンやインターネットからいつでも口座振替のお申し込みができます。

検索ワード:「姫路市 Web 口座振替受付サービス」

Web 口座振替以外での申し込み方法

【☑ 手続きに必要なもの】

- ☐ 印鑑(預金届出印) ☐ 預金通帳
- ☐ 資格確認書、保険料納付通知書など

期 限 なるべく早く

受付場所 【金融機関口座を希望される場合】
金融機関窓口、国民健康保険課(本庁舎1階)
【ゆうちょ銀行口座を希望される場合】
郵便局窓口のみ

※国民健康保険課での受付不可

問合せ 国民健康保険課(本庁舎1階)
☎050-1784-0673



葬祭費支給申請

対象者 国民健康保険に加入されていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

- ☐ 死亡者と葬祭執行者の両方が確認できる書類
(葬儀証明書、会葬礼状、葬儀代の領収書など)
※請求書や見積書は不可
- ☐ 被保険者であったことがわかるもの
- ☐ 葬祭執行者の本人確認書類
- ☐ 葬祭執行者名義の口座のわかるもの

期 限 葬祭を行った日の翌日から2年

受付場所 国民健康保険課(本庁舎1階)、
地域事務所、支所、駅前市役所、出張所、
サービスセンター

問合せ 国民健康保険課(本庁舎1階)

☎050-1784-0673

後期高齢者医療制度

葬祭費支給申請

対象者 後期高齢者医療制度に加入されていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

- ☐ 死亡者と葬祭執行者の両方が確認できる書類
(葬儀証明書、会葬礼状、葬儀代の領収書など)
※請求書や見積書は不可
- ☐ 葬祭執行者の本人確認書類
- ☐ 葬祭執行者名義の口座のわかるもの

期 限 葬祭を行った日の翌日から2年

受付場所 後期高齢者医療保険課(本庁舎1階)、
地域事務所、支所、駅前市役所、出張所、
サービスセンター

問合せ 後期高齢者医療保険課(本庁舎1階)

☎079-221-2315

福祉医療

福祉医療費受給者証の返還

対象者 福祉医療費を受給されていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

- ☐ 福祉医療費受給者証
(高齢重度障害者・重度障害者・母子家庭等・こども・
乳幼児等医療費受給者証、高齢期移行受給者証)

期 限 なし

受付場所 福祉総務課(福祉医療担当)(本庁舎1階)、
支所、家島事務所、駅前市役所、出張所、
サービスセンター、保健福祉サービスセン
ター(夢前、香寺、安富のみ)

問合せ 福祉総務課(福祉医療担当)(本庁舎1階)

☎079-221-2307

母子家庭、父子家庭、 遺児になられた方

母子家庭等医療費の助成が受けられることがあります。
詳しくはお問い合わせください。

対象者 一定の要件を満たす母子家庭、父子家庭、
遺児になられた方

【☒ 手続きに必要なもの】

下記の担当課にお問い合わせください。

期 限 なし

受付場所 福祉総務課(福祉医療担当)(本庁舎1階)、
支所、家島事務所、駅前市役所、出張所、
サービスセンター、保健福祉サービスセン
ター(夢前、香寺、安富のみ)

問合せ 福祉総務課(福祉医療担当)(本庁舎1階)

☎079-221-2307

高齢者バス等優待乗車カードの 払い戻しに係る証明

対象者 高齢者バス等優待乗車助成事業でバスをご選択されていた方

※過去に交付を受けた高齢者鉄道助成乗車カード(ICOCA)をお持ちの方含む

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 払い戻しをするカード

☐ 窓口に来られる方の本人確認書類(運転免許証等)

期 限 なし

受付場所 高齢者支援課(本庁舎2階)、支所、家島事務所、駅前市役所、出張所、サービスセンター、保健福祉サービスセンター(香寺、夢前、安富のみ)

問合せ 高齢者支援課(本庁舎2階)
☎079-221-2306

船舶またはタクシー助成券の返還

対象者 高齢者バス等優待乗車助成事業で船舶またはタクシーをご選択されていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 船舶またはタクシー助成券(ひめじewelカード)

期 限 なし

受付場所 高齢者支援課(本庁舎2階)、支所、家島事務所、駅前市役所、出張所、サービスセンター、保健福祉サービスセンター(香寺、夢前、安富のみ)

問合せ 高齢者支援課(本庁舎2階)
☎079-221-2306

安心コールの撤去

対象者 安心コールを設置していた方

期 限 なるべく早く

受付場所 高齢者支援課(本庁舎2階)

問合せ 高齢者支援課(本庁舎2階)
☎079-221-2306

マッサージ等施術助成券の返還

対象者 マッサージ等施術助成券をお持ちの方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ マッサージ等施術助成券

期 限 なし

受付場所 高齢者支援課(本庁舎2階)、支所、家島事務所、駅前市役所、出張所、サービスセンター、保健福祉サービスセンター

問合せ 高齢者支援課(本庁舎2階)
☎079-221-2306

高齢者福祉優待カードの返還

対象者 高齢者福祉優待カードをお持ちの方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 高齢者福祉優待カード

期 限 なし

受付場所 高齢者支援課(本庁舎2階)、支所、家島事務所、駅前市役所、出張所、サービスセンター、保健福祉サービスセンター

問合せ 高齢者支援課(本庁舎2階)
☎079-221-2306

精神障害者保健福祉手帳の返還

対象者 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

【☒ 手続きに必要なもの】☐ 精神障害者保健福祉手帳

期 限 なし

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)、
保健所、各保健センター、各保健福祉サ
ービスセンター

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2309

自立支援医療受給者証の返還

対象者 自立支援医療受給者証(精神通院)を
お持ちの方【☒ 手続きに必要なもの】☐ 受給者証

期 限 なし

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)、
保健所、各保健センター、各保健福祉サ
ービスセンター

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2309

身体障害者手帳の返還

対象者 身体障害者手帳をお持ちの方

【☒ 手続きに必要なもの】☐ 身体障害者手帳

期 限 なし

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)、
支所、家島事務所、駅前市役所、出張所、
サービスセンター、保健福祉サ
ービスセンター(夢前、香寺、安富のみ)

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2305

療育手帳の返還・変更届

対象者 療育手帳をお持ちの方

【☒ 手続きに必要なもの】☐ 療育手帳

期 限 なし

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)、
支所、家島事務所、駅前市役所、出張所、
サービスセンター、保健福祉サ
ービスセンター(夢前、香寺、安富のみ)

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2305

障害者福祉金未払金請求
(未払金がある場合)

対象者 障害者福祉金の支給を受けている方

【☒ 手続きに必要なもの】☐ 未払金請求者の口座がわかるもの(通帳のコピー可)
※亡くなった方と未払金請求者の相続関係を証明する
ものも必要となる場合があります

期 限 なるべく早く

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)、
支所、家島事務所、駅前市役所、出張所、
サービスセンター、保健福祉サ
ービスセンター(夢前、香寺、安富のみ)

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2305

本人確認証明書の発行

対象者 鉄道助成乗車カード(ICOCA)をお持ちの方

【☒ 手続きに必要なもの】☐ 亡くなった方の乗車カード
☐ 本人確認書類(運転免許証等)

期 限 なし

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)、
支所、家島事務所、駅前市役所、出張所、
サービスセンター、保健福祉サ
ービスセンター(夢前、香寺、安富のみ)

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2305

鉄道助成乗車カード(ICOCA) チャージ券の返還

対象者 鉄道助成乗車カード(ICOCA)をお持ちの方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 亡くなった方の未使用のチャージ券(あれば)

期 限 なるべく早く

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)、
支所、家島事務所、駅前市役所、出張所、
サービスセンター、保健福祉サービスセン
ター(夢前、香寺、安富のみ)

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2305

タクシー利用券・自動車燃料費 助成券・船舶乗船券の返還

対象者 タクシー利用券、自動車燃料費助成券、船舶乗
船券のいずれかをお持ちの方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 亡くなった方の上記いずれかの券(ひめじウェルカード)

期 限 なるべく早く

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)、
支所、家島事務所、駅前市役所、出張所、
サービスセンター、保健福祉サービスセン
ター(夢前、香寺、安富のみ)

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2305

特別障害者手当の喪失届

対象者 特別障害者手当、経過的福祉手当の
支給を受けている方

期 限 なし

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)、
家島事務所、夢前、香寺、安富保健福祉
サービスセンター

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2305

特別障害者手当の未払金請求 (未払金がある場合)

対象者 特別障害者手当、経過的福祉手当の
支給を受けている方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 未払金請求者の口座がわかるもの

期 限 なるべく早く

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)、
家島事務所、夢前、香寺、安富保健福祉
サービスセンター

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2305

介護手当の喪失届

対象者 介護手当の支給を受けている方

期 限 なし

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)、
家島事務所、夢前、香寺、安富保健福祉
サービスセンター

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2305

介護手当の未払金請求 (未払金がある場合)

対象者 介護手当の支給を受けている方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 未払金請求者の口座がわかるもの

期 限 なるべく早く

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)、
家島事務所、夢前、香寺、安富保健福祉
サービスセンター

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2305



バス優待乗車証の返還

対象者 障害者バス優待乗車証をお持ちの方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 亡くなった方のバス優待乗車証(あれば)

期 限 なるべく早く

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)、
支所、家島事務所、駅前市役所、出張所、
サービスセンター、保健福祉サービスセン
ター(夢前、香寺、安富のみ)

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)
☎079-221-2305



補装具費支給券の返還

対象者 補装具の給付を受けている方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 亡くなった方の補装具費支給券(あれば)

期 限 なるべく早く

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)、
家島事務所、夢前、香寺、安富保健福祉
サービスセンター

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)
☎079-221-2305

日常生活用具費給付券の返還

対象者 日常生活用具(ストマ・紙おむつ等)の
給付を受けている方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 亡くなった方の日常生活用具費給付券(あれば)

期 限 なるべく早く

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)、
家島事務所、夢前、香寺、安富保健福祉
サービスセンター

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)
☎079-221-2305



心身障害者扶養共済制度の 年金支給申請 (加入者が亡くなった場合)

対象者 心身障害者扶養共済制度に加入している方

☒ **手続きに必要なもの**

下記の担当課にお問い合わせください。

期 限 なるべく早く

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2305

心身障害者扶養共済制度の 弔慰金支給申請 (心身障害者が亡くなった場合)

対象者 心身障害者扶養共済制度に加入している方

☒ **手続きに必要なもの**

下記の担当課にお問い合わせください。

期 限 なるべく早く

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2305

心身障害者扶養共済制度の 年金受給者の死亡届

対象者 心身障害者扶養共済制度の年金を受給している方

☒ **手続きに必要なもの**

下記の担当課にお問い合わせください。

期 限 なるべく早く

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2305

ETC割引の利用登録削除依頼書

対象者 ETC割引(有料道路、一般自動車道通行料)を受けている方

☒ **手続きに必要なもの**

☐ 亡くなった方の障害者手帳

期 限 なるべく早く

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2305

有料道路ETC割引登録係

☎045-477-1233

共 通

ゆずりあい駐車場利用証の返却

対象者 ゆずりあい駐車場利用証をお持ちの方

☒ **手続きに必要なもの**

☐ ゆずりあい駐車場利用証

期 限 なるべく早く

受付場所 障害福祉課(本庁舎1階)、
介護保険課(本庁舎2階)、
保健所(1階申請受付窓口)

問合せ 障害福祉課(本庁舎1階)

☎079-221-2454

介護保険課(本庁舎2階)

☎079-221-2447

保健所健康課

☎079-289-1641



原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカーの廃車

対象者 原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカーの登録をしていた方

【☑ 手続きに必要なもの】

- ☐ ナンバープレート
- ☐ 標識交付証明書
- ☐ 本人確認書類(運転免許証等)
- ☐ 相続関係が確認できる書類(戸籍等)

期 限 死亡後30日以内

受付場所 主税課(本庁舎2階)、地域事務所、支所、駅前市役所、出張所、サービスセンター

問合せ 主税課(本庁舎2階)
☎050-1784-4560

原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカーの名義変更

対象者 原動機付自転車・小型特殊自動車・ミニカーの登録をしていた方

【☑ 手続きに必要なもの】

- ☐ 標識交付証明書
 - ☐ 本人確認書類(運転免許証等)
 - ☐ 相続関係が確認できる書類(戸籍等)
- ※「軽自動車税等の名義変更手続きについて(通知)」の持参があれば、相続人以外からの手続きも可

期 限 死亡後15日以内

受付場所 主税課(本庁舎2階)、地域事務所、坊勢サービスセンター

問合せ 主税課(本庁舎2階)
☎050-1784-4560

指定届出書兼現所有者申告書の提出

対象者 姫路市内に固定資産をお持ちの方

【☑ 手続きに必要なもの】

- ☐ 相続人代表者の指定届出書兼現所有者申告書
※死亡の日から1か月前後で亡くなられた方の法定相続人へお送りします。

期 限 相続を知った日の翌日から3ヶ月以内

受付場所 資産税課(所有者担当)(本庁舎2階)

問合せ 資産税課(本庁舎2階)
☎079-221-2270

今後の納税について (口座振替の廃止)

口座名義人の死亡により振替口座が凍結中の場合、引落しを停止し納付書を発行しますので下記にご連絡ください。

対象者 口座振替で納税している方

【☑ 手続きに必要なもの】

下記の担当課にお問い合わせください。

期 限 なるべく早く

受付場所 納税課(本庁舎2階)

問合せ 納税課(本庁舎2階)
☎079-221-2295

市営住宅

市営住宅の名義変更の手続き

名義変更手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

対象者 市営住宅の名義人である方(同居者がいる場合)

【☒ 手続きに必要なもの】

下記の担当課にお問い合わせください。

期 限 至急

受付場所 住宅課(本庁舎5階)

問合せ 住宅課(本庁舎5階)

☎079-221-2632

市営住宅の退去の手続き

住宅内の家具などを撤去し、鍵を返還してください。

対象者 市営住宅の名義人である方(単身の場合)

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 住宅の鍵

☐ 相続人の方の通帳

期 限 至急

受付場所 住宅課(本庁舎5階)

問合せ 住宅課(本庁舎5階)

☎079-221-2632

市営住宅の家族異動届の手続き

家族異動届の提出が必要です。詳しくはお問い合わせください。

対象者 市営住宅の名義人以外の同居者

【☒ 手続きに必要なもの】

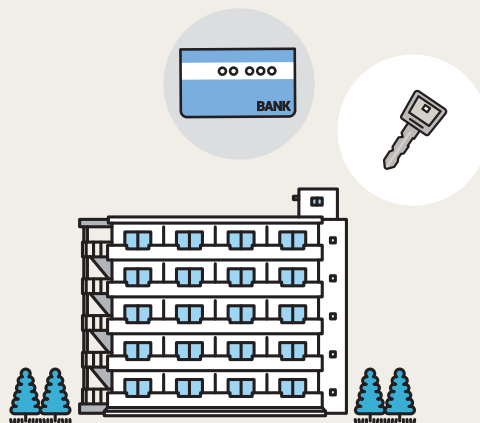
下記の担当課にお問い合わせください。

期 限 至急

受付場所 住宅課(本庁舎5階)

問合せ 住宅課(本庁舎5階)

☎079-221-2632



地域福祉

災害時要援護者台帳からの登録抹消の申出

救急医療情報キット内の災害時要援護者台帳登録申請書に記載されている自治会の自治会長または民生委員・児童委員に登録抹消の連絡をしてください。

対象者 災害時要援護者台帳に登録されていた方

※台帳の登録管理は自治会にて行っておりますので、登録の有無については、各自治会の自治会長または民生委員・児童委員にお尋ねください。

期 限 なるべく早く

問合せ 【災害時要援護者台帳からの登録抹消の申出】
登録の自治会の自治会長または民生委員・児童委員

【制度全般】

地域福祉課(地域福祉担当)(本庁舎8階)

☎079-221-2455

冷蔵庫ドアポケット保管の救急医療情報キットの廃棄

キット内の台帳登録申請書は個人情報を含むためシュレッダー等により廃棄してください。それ以外のものはキット本体も含めて市の分別区分にもとづいて排出してください。

問合せ 地域福祉課(地域福祉担当)(本庁舎8階)

☎079-221-2455

農 地

農地を相続したことによる届出書の提出

対象者 農地をお持ちの方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 農地法第3条の3の規定による届出書

期 限 相続登記完了後速やかに

受付場所 農業委員会事務局(本庁舎9階)

問合せ 農業委員会事務局(農政担当)(本庁舎9階)

☎079-221-2822

森 林

森林の土地の所有者届出書の提出

対象者 森林をお持ちの方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 当該土地の位置を示す地図

☐ 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面

期 限 所有者となった日から90日以内

受付場所 林産振興課(本庁舎7階)

問合せ 林産振興課(本庁舎7階)

☎079-221-2484

上下水道

上下水道を使用されていた方

使用の停止、使用者名の変更が必要です。

対象者 上下水道を使用されていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

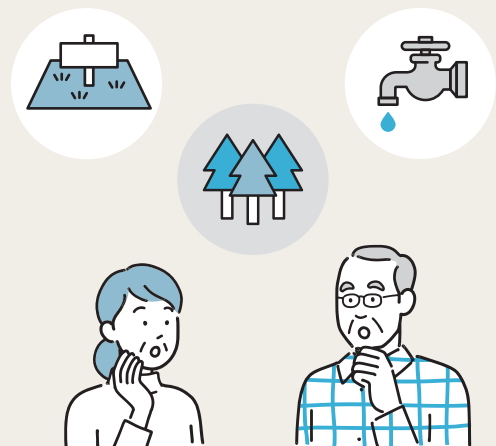
下記の姫路市水道料金センターにお問い合わせください。

期 限 なるべく早く

受付場所 姫路市水道料金センター
姫路市三左衛門堀西の町82

問合せ 姫路市水道料金センター

☎079-221-2711



児童手当認定請求

対象者 児童手当を受給されていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 新養育者の通帳

期 限 死亡の翌日から15日以内

受付場所 新養育者の住所地の市区町村役場

問合せ こども支援課
(児童手当担当) (本庁舎2階)
☎079-221-2312

未支払児童手当請求 (未払いがある場合)

対象者 児童手当を受給されていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 児童の通帳

期 限 死亡の翌日から15日以内

受付場所 こども支援課(本庁舎2階)

問合せ こども支援課
(児童手当担当) (本庁舎2階)
☎079-221-2312

児童扶養手当認定請求

対象者 母子家庭、父子家庭、遺児になられた方

【☒ 手続きに必要なもの】

下記の担当課にお問い合わせください。

期 限 なし(申請翌月からの支給)

受付場所 こども支援課(本庁舎2階)、
家島事務所、保健福祉サービスセンター
(夢前、香寺、安富)

問合せ こども支援課
(児童扶養手当担当) (本庁舎2階)
☎079-221-2311

未支払児童扶養手当請求

対象者 児童扶養手当を受給されていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 児童の通帳

期 限 死亡後14日以内

受付場所 こども支援課(本庁舎2階)、
家島事務所、保健福祉サービスセンター
(夢前、香寺、安富)

問合せ こども支援課
(児童扶養手当担当) (本庁舎2階)
☎079-221-2311

特別児童扶養手当受給者死亡届 (未支払請求書)(受給者が死亡した場合)

対象者 特別児童扶養手当を受給されていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

下記の担当課にお問い合わせください。

期 限 死亡後14日以内

受付場所 こども支援課(本庁舎2階)、
家島事務所、保健福祉サービスセンター
(夢前、香寺、安富)

問合せ こども支援課
(特別児童扶養手当担当) (本庁舎2階)
☎079-221-2311

特別児童扶養手当資格喪失届 (対象児童が死亡した場合)

対象者 特別児童扶養手当を受給されていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

下記の担当課にお問い合わせください。

期 限 死亡後14日以内

受付場所 こども支援課(本庁舎2階)、
家島事務所、保健福祉サービスセンター
(夢前、香寺、安富)

問合せ こども支援課
(特別児童扶養手当担当) (本庁舎2階)
☎079-221-2311

障害児福祉手当死亡届

対象者 障害児福祉手当を受給されていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 未支払請求者の通帳(未払分がある場合)

期 限 死亡後14日以内

受付場所 こども支援課(本庁舎2階)、
家島事務所、保健福祉サービスセンター
(夢前、香寺、安富)

問合せ こども支援課
(特別児童扶養手当担当)(本庁舎2階)
☎079-221-2311

未支払障害児福祉手当請求 (未払いがある場合)

対象者 障害児福祉手当を受給されていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

☐ 未支払請求者の通帳

期 限 死亡後14日以内

受付場所 こども支援課(本庁舎2階)、
家島事務所、保健福祉サービスセンター
(夢前、香寺、安富)

問合せ こども支援課
(特別児童扶養手当担当)(本庁舎2階)
☎079-221-2311

母子父子寡婦福祉資金貸付金の 貸付変更、償還変更の手続き

対象者 母子父子寡婦福祉資金貸付金

- ・貸付を受けている方
- ・貸付金償還中の方
- ・連帯保証人の方

【☒ 手続きに必要なもの】

下記の担当課にお問い合わせください。

期 限 なし

受付場所 こども支援課(本庁舎2階)

問合せ こども支援課
(ひとり親支援担当)(本庁舎2階)
☎079-221-2132

認可保育所等の利用に係る 申請内容の変更

対象者 認可保育所・認定こども園に利用申し込み・
在園している児童またはその保護者の方

【☒ 手続きに必要なもの】

下記の担当課にお問い合わせください。

期 限 同一年度内(なるべく早く)

受付場所 こども保育課(本庁舎2階)、
家島事務所、保健福祉サービスセンター
(夢前、香寺、安富)

問合せ こども保育課(本庁舎2階)
☎079-221-2313



市役所外のお手続き

土地・建物を所有されている方

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。(詳しくは、下記の問合せ先まで)

対象者 土地・建物を所有されている方

【☒ 手続きに必要なもの】

担当機関に確認してください。

期 限 不動産を相続(取得)したことを
知った日から3年以内

受付場所 亡くなった方が所有する不動産を管轄する
法務局

問合せ 神戸地方法務局姫路支局

☎079-225-1915

※登記手続案内は完全予約制

相続放棄の申立

対象者 相続を放棄したい方

【☒ 手続きに必要なもの】

担当機関に確認してください。

期 限 相続の開始があったことを知ってから
3か月以内

受付場所 亡くなった方の最後の住所地を
管轄する家庭裁判所

問合せ 神戸家庭裁判所

姫路支部家事事件・記録係

☎079-281-2080

二輪の小型自動車・二輪の軽自動車・ 小型自動車・普通自動車・大型特殊 自動車の廃車

対象者 二輪の小型自動車・二輪の軽自動車・

小型自動車・普通自動車・大型特殊自動車の
登録をしていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

担当機関に確認してください。

期 限 死亡後30日以内

問合せ 神戸運輸監理部

姫路自動車検査登録事務所

☎050-5540-2067

二輪の小型自動車・二輪の軽自動車・ 小型自動車・普通自動車・大型特殊 自動車の名義変更

対象者 二輪の小型自動車・二輪の軽自動車・

小型自動車・普通自動車・大型特殊自動車の
登録をしていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

担当機関に確認してください。

期 限 死亡後15日以内

問合せ 神戸運輸監理部

姫路自動車検査登録事務所

☎050-5540-2067



被けん引自動車・三輪以上の 軽自動車の廃車

対象者 被けん引自動車・三輪以上の軽自動車の
登録をしていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

担当機関に確認してください。

期 限 死亡後30日以内

問合せ 軽自動車検査協会
兵庫事務所姫路支所
☎050-3816-1848

被けん引自動車・三輪以上の 軽自動車の名義変更

対象者 被けん引自動車・三輪以上の軽自動車の
登録をしていた方

【☒ 手続きに必要なもの】

担当機関に確認してください。

期 限 死亡後15日以内

問合せ 軽自動車検査協会
兵庫事務所姫路支所
☎050-3816-1848

NHK 受信料減免を受けている方

NHKに連絡(減免事由に該当しなくなった場合)

対象者 NHK 受信料減免を受けている方

【☒ 手続きに必要なもの】

担当機関に確認してください。

期 限 なるべく早く

問合せ NHK 神戸放送局
☎078-252-5050



死亡届提出後の年金の手続き

年金受給者 年金加入者 の死亡届提出後の年金の手続きについて

このたび戸籍の死亡届を提出されましたが、ご遺族の方は、下記のような年金の手続きが必要な場合があります。死亡された方の受給されていた年金、年金加入状況によって、手続きや必要な書類が異なりますので、それぞれのお問い合わせ先・届出先におたずねください。

■ 死亡された方が年金を受給中の場合

受給していた年金	必要な手続き	届出先
老齢基礎年金 老齢年金(旧法) 障害年金(旧法) 厚生年金 (老齢・障害・遺族)	未支給年金の請求または年金受給権者死亡届 遺族厚生年金の請求 など	● 姫路年金事務所 ☎079-224-6382 ● 街角の年金相談センター姫路 [※電話での相談はできません] ☎079-221-5127 ● ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 (050で始まる電話でおかけになる場合 ☎03-6700-1165) ● 予約受付専用電話 ☎0570-05-4890 (050で始まる電話でおかけになる場合 ☎03-6631-7521)
共済年金 (退職・障害・遺族)	未支給年金の請求または年金受給権者死亡届 遺族共済年金の請求 など	● 各共済組合
障害基礎年金 遺族基礎年金 寡婦年金	未支給年金の請求または年金受給権者死亡届	● 姫路市役所 国民年金窓口センター ☎079-221-2332

- 姫路年金事務所・街角の年金相談センター姫路 (P24地図参照) は厚生年金・国民年金両方の相談を受付しています。
 - 姫路年金事務所は予約制となっております!
- 予約受付専用電話** ☎0570-05-4890 (050で始まる電話でおかけになる場合 ☎03-6631-7521)

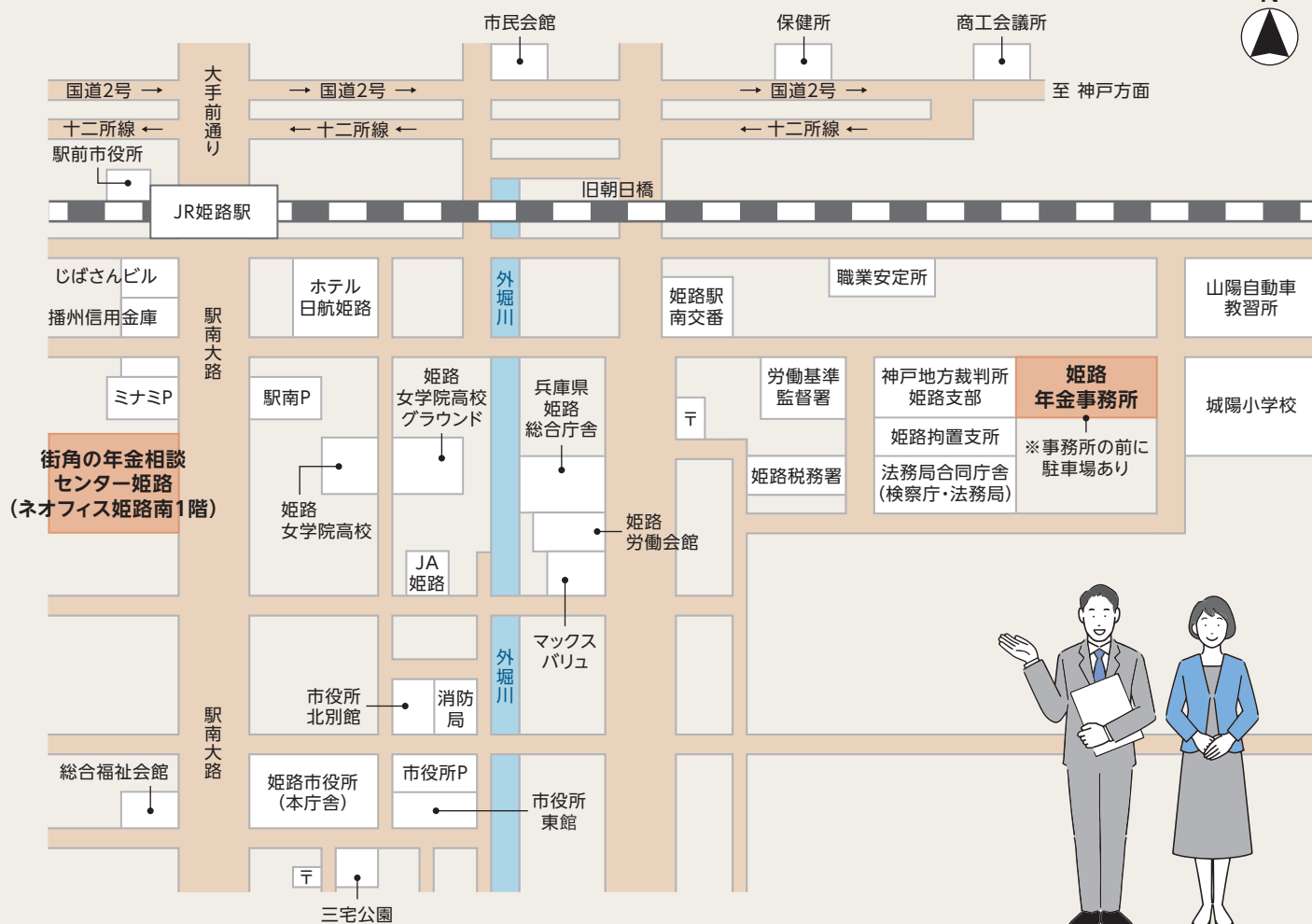
■ 死亡された方が年金に加入中の場合 (60歳～65歳の年金を受給していない人も含む)

加入していた年金	必要な手続き	お問い合わせ先
国民年金 又は 厚生年金	請求できる年金 (いずれか該当する年金が請求できます) ● 死亡一時金 ● 寡婦年金 ● 遺族基礎年金 ● 遺族厚生年金 ※ 年金を請求するためには死亡された方が一定期間以上の保険料を納付している必要があります ※ 請求できるのは、死亡当時生計が同じであった遺族の方です	● 姫路年金事務所 ☎079-224-6382 ● 街角の年金相談センター姫路 [※電話での相談はできません] ☎079-221-5127 ● ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165 (050で始まる電話でおかけになる場合 ☎03-6700-1165) ● 予約受付専用電話 ☎0570-05-4890 (050で始まる電話でおかけになる場合 ☎03-6631-7521) ● 姫路市役所 国民年金窓口センター ☎079-221-2332
共済組合	● 遺族共済年金 など	● 各共済組合

※ 死亡された方に扶養されていた20歳以上60歳未満の配偶者で、第3号被保険者の方は、市役所・支所・地域事務所・駅前市役所・出張所・サービスセンターにて、第1号被保険者への種別変更届出が必要となります。

駅周辺地図

■ 姫路駅周辺官庁場所略図



姫路年金事務所での年金請求手続きや見込額のご相談の際は予約制となっております。
予約の申込は「予約受付専用電話」へ！

- **姫路年金事務所** (姫路市役所から約2km・姫路駅から約800m)

住 所 姫路市北条1丁目250番地

電 話 079-224-6382

- **街角の年金相談センター姫路** (姫路市役所から約1km)

住 所 姫路市南畝町2丁目53番地 (ネオオフィス姫路南1階)

電 話 079-221-5127 ※電話での相談はできません。

- **ねんきんダイヤル**

電 話 0570-05-1165 (050で始まる電話でおかけになる場合 ☎03-6700-1165)

- **予約受付専用電話**

電 話 0570-05-4890 (050で始まる電話でおかけになる場合 ☎03-6631-7521)

【業務時間】 月 曜 日 … 8:30～19:00 (月曜日が祝日の場合は週初の開所日)

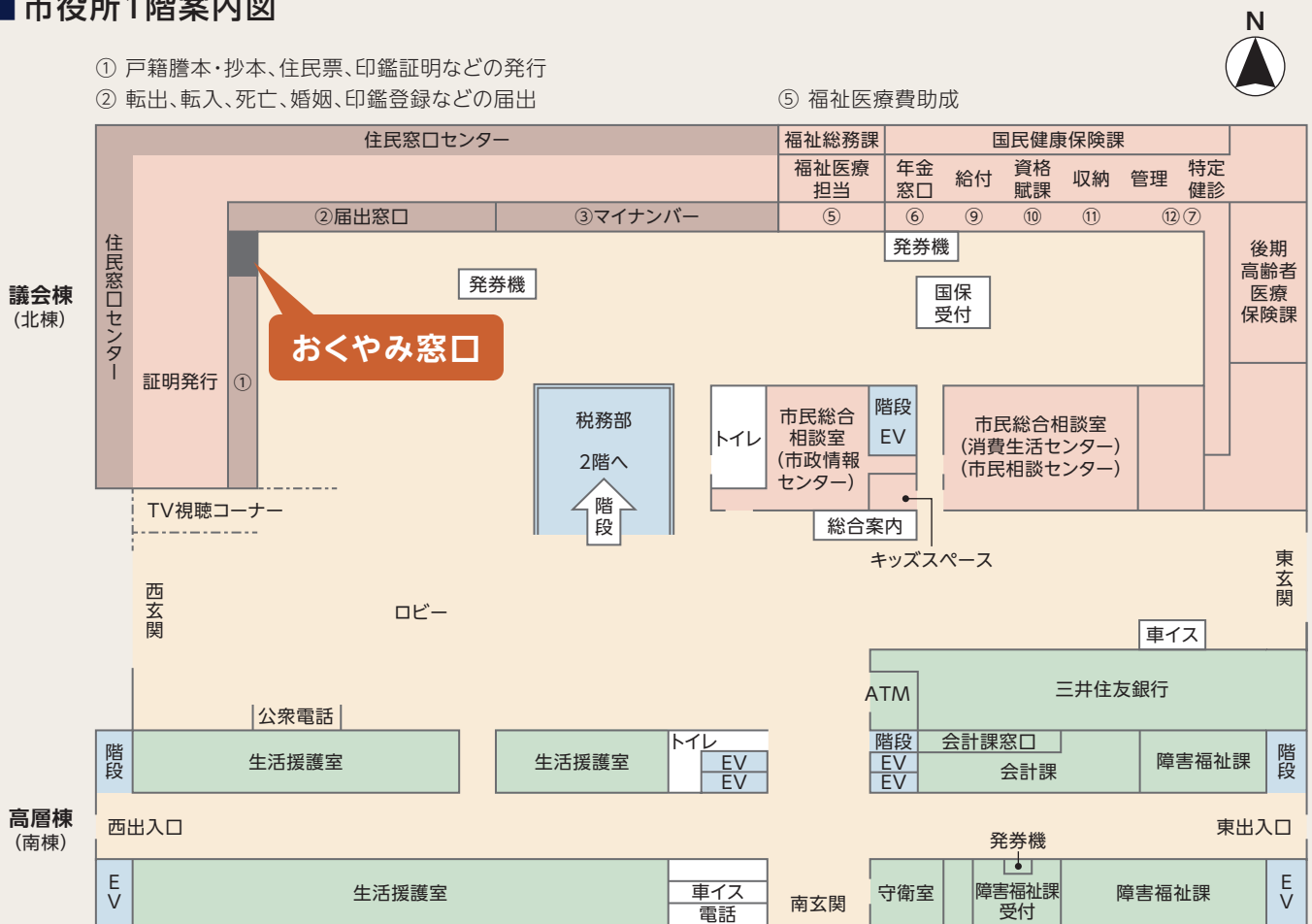
火～金曜日 … 8:30～17:15

第2土曜日 … 9:30～16:00

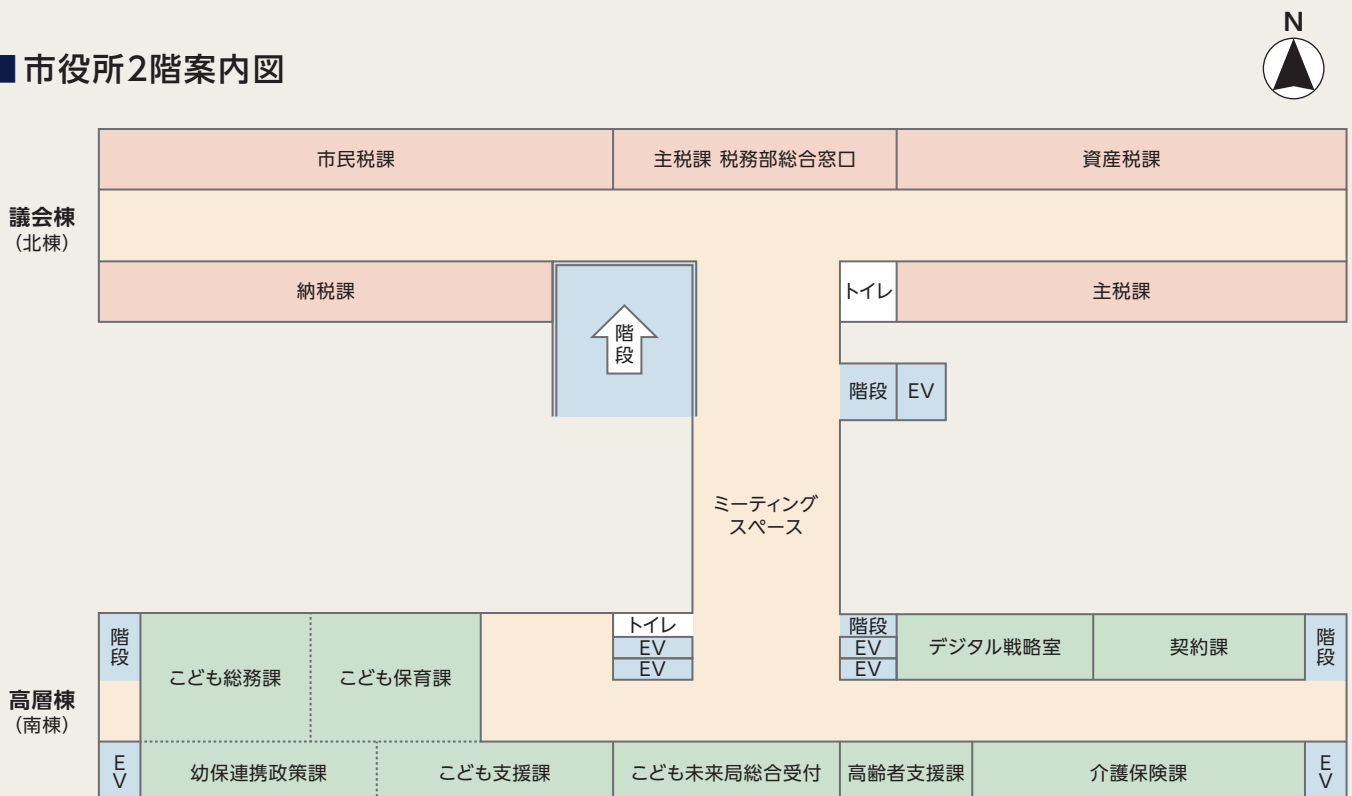
※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は開所していません

庁舎マップ

■市役所1階案内図



■市役所2階案内図



大切な人をなくされた方への支援のご案内

大切な人を亡くされ「何も手につかない」「眠れない」「食欲がない」「生活が苦しい」など、
つらい気持ちが続くときはご相談ください。

■ 電話相談

	相談先	日時	電話番号
こころの 相談	姫路市保健所健康課	●月曜日～金曜日（祝日除く） 9:00～17:00	079-289-1645
	兵庫県こころのケアセンター 相談室	●火曜日～土曜日（祝日除く） 9:00～12:00 / 13:00～17:00	078-200-3010
生きていくのが つらいときは	はりまいのちの電話	●毎日10:00～翌1:00	079-222-4343
	いのちの電話	●毎日16:00～21:00 ●毎月10日8:00～翌8:00	0120-783-556
	兵庫県いのちと心の サポートダイヤル	●月曜日～金曜日 18:00～翌8:30 ●土・日曜日・祝日 24時間	078-382-3566
法律に関する 相談	全国自死遺族法律相談 ホットライン	●水曜日（祝日除く）12:00～15:00	050-5526-1044

■ 遺族の集い(分かち合いの会) ※分かち合いの会への参加を希望する方は、各団体へご連絡ください。

名 称	日時・連絡先
兵庫・生と死を考える会	毎月第1・3土曜日(神戸市 / 参加費500円) ● わすれな草の会(自死のご遺族) 10:00～12:00 ● ゆりの会(ご遺族どなたでも) 13:30～16:00 電 話 078-805-5306(火・金曜日10:00～12:00) E-mail hyogoseitoshi@outlook.com HP https://seitoshi-hyogo.org
グリーフケア 神戸風舎	奇数月に開催。日程は偶数月20日頃、ホームページで案内。 (神戸市 / 参加費500円)(参加申し込み要) HP https://kobe-fusha.com
虹玉の会	FAX 079-568-1335 E-mail mail@nijitama.net



霊苑・墓地への納骨手続き

名古屋山霊苑・姫路西霊苑・片山霊園(市有霊苑)墓地

名古屋山霊苑・姫路西霊苑・片山霊園の市有霊苑を使用されており、そこにあるお墓へ納骨される方は、納骨の届出が必要です。

■ 届出先及び受付時間

名古屋山霊苑・片山霊園	名古屋山霊苑管理事務所 (☎079-297-5030) 年中無休、9:00～17:00まで
姫路西霊苑	姫路西霊苑管理事務所 (☎079-269-1445) 12月29日から翌年1月3日までを除く毎日、9:00～17:00まで

■ 必要書類

● 姫路市霊苑使用許可証

紛失された場合、再発行手続きが必要です。(使用者様の本籍地入り住民票1通と再交付手数料300円を持参)
また、使用者がお亡くなりの場合、名義変更手続きが必要です。

お手続きには基本的に相続手続と同様の書類が必要となりますので、
お手数ですが一度名古屋山霊苑管理事務所にてご相談の上、お手続きをお願いいたします。

● 火葬許可証又は改葬許可証

■ 注意事項

名古屋山霊苑、姫路西霊苑内には、市が管理していない**自治会墓地**、**寺院墓地等**もございます。
そちらのお墓へ納骨される場合は、その墓地の管理者への届出が必要となります。
ご不明な点がございましたら、名古屋山霊苑管理事務所までお問い合わせください。



相続について

相続等に関する相談のご案内

相続等に関するお困りごとについて、姫路市では専門家による各種無料相談を実施しています。

種 別	内 容	相談日時等	
税務相談 (税理士)	相続税・贈与税などの 税に関する相談	第2月曜日 (3月を除く)	13:30～16:30 受付は13:00～16:00 受付状況によっては、 受付を締め切らせていただく場合が あります。
登記相談 (司法書士)	不動産の相続・売買による 登記に関する相談	第2水曜日	
行政書士相談 (行政書士)	相続や遺言などに関する 一般的な相談	第2・第4金曜日	
法律相談 (弁護士)	相続トラブルなどの 法律問題に関する相談	毎週火曜～金曜日 (祝日等を除く) 1日6名・1組20分	9:30～11:30 予約制(先着順)※

※法律相談を希望する日の前日(祝日等を除く)の午前9時から電話(☎079-221-2102)で受け付け

【問い合わせ】

市民相談センター(☎079-221-2102) 姫路市役所本庁舎1階

毎週月～金曜日(祝日等を除く) 9:00～17:00まで(12:00～13:00を除く)

相続登記が義務化されました(令和6年4月1日制度開始)

令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。
相続(遺言も含みます。)によって不動産を取得した相続人は、その
所有権の取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければ
なりません。

正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料(行政上の
ペナルティ)の適用対象となります。



【法務局】
相続登記の義務化に
ついて

登記手続案内について

法務局では、完全予約制による相続登記手続案内があります。
不動産に関する相続手続きをご自身でされる場合、登記の申請書と
法定相続証明制度の様式・作成方法は法務局ホームページからダウン
ロードできますので、ご覧になった上で、ご不明な点がございましたら、
電話又は窓口で「登記手続案内」の予約をお申込みください。
なお、申請書等の作成がむずかしい、時間がない等の方は、司法書士
等の専門家にご相談ください。
詳しくは法務局のホームページでご確認ください。



【神戸地方法務局】
登記手続案内

所有不動産記録証明制度について

令和8年2月2日から所有不動産記録証明制度が始まりました。
亡くなられた方が所有する不動産について、登記情報をシステムで
検索し、一覧的にリスト化して証明書として交付する制度です。
相続人が相続対象になり得る不動産を把握しやすくなり、相続登記
漏れの防止に役立ちます。



【法務局】
所有不動産記録証明制度に
ついて

相続手続きをスムーズにするための 「法定相続情報証明制度」について

法定相続情報証明制度は、相続人から相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）とともに、戸籍・除籍謄本等を登記所に提出すると、登記官が確認したうえで、その一覧図に認証文を付した写しを無料で交付してもらうことができ、相続手続きをスムーズに行うことができます。

相続の手続きをする場合は、亡くなられた方の相続関係書類として、被相続人と相続人全員分の戸籍謄本の提出が必要になります。相続登記や預金の払い戻し等、相続手続きが複数ある場合には、『法定相続情報証明制度』をご利用ください。また、登記申請書の添付情報欄に法定相続情報番号を記載された場合、法定相続情報一覧図の写し（証明書の原本）の添付を省略できるようになりました（不動産登記以外の手続きでは、法定相続情報番号はお使いいただけません。）。詳しくは、法務局のホームページでご確認ください。

※相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は各機関にご確認ください。

【法務局】
「法定相続情報
証明制度」

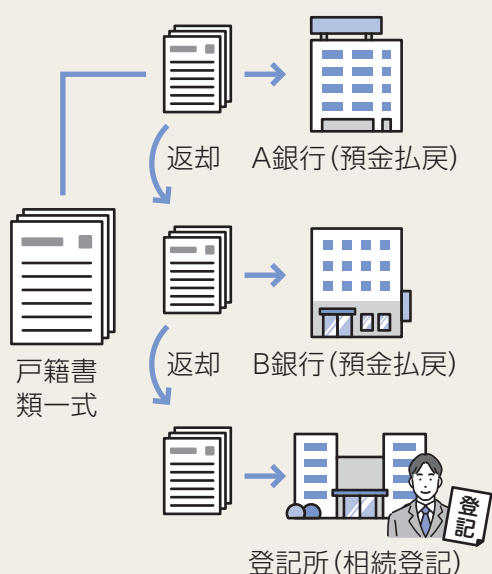


制度について

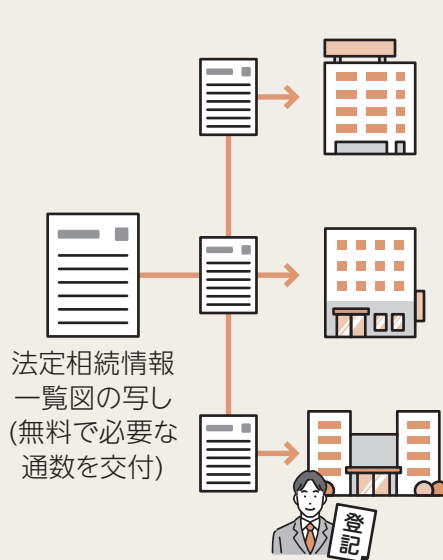


手続きについて

本制度を利用しない場合



本制度を利用した場合



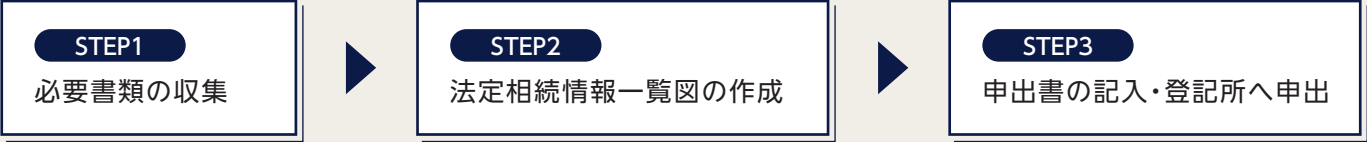
【ポイント】

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

さらに

令和6年4月1日から、法務局で行う不動産登記の申請等手続きでは、申請書に**法定相続情報番号**を記載することで、一覧図の写しの添付を省略できます。

■ 手続の流れ ～法定相続情報証明制度の手続の3STEP!～



STEP1 必要書類の収集

手続に当たって、用意していただく必要のある書類は、次のとおりです。
(注)同一の申出人が、同一の登記所に対して同時に2件以上の申出を行う場合において、以下の必要書類のうち各申出に共通する書類については、1通のみ提出いただくことで差し支えありません。

■ 必ず用意する書類

	書類名	取得先	確認
①	被相続人(亡くなられた方)の戸籍謄本 出生から亡くなられるまでの連続した戸籍謄本及び除籍謄本を御用意ください。	被相続人の本籍地の 市区町村役場	☐
②	被相続人(亡くなられた方)の住民票の除票 被相続人の住民票の除票を御用意ください。	被相続人の最後の住 所地の市区町村役場	☐
③	相続人の戸籍謄抄本 相続人全員の現在の戸籍謄本又は抄本を御用意ください(被相続人が死亡した 日以後の証明日のものがが必要です。)	各相続人の本籍地の 市区町村役場	☐
④	申出人(相続人の代表となって、手続を進める方)の氏名・住所を確認することが できる公的書類 具体的には、以下に例示(※1)する書類のいずれか一つを御用意ください。 ● 運転免許証の表裏両面のコピー(※2) ● マイナンバーカードの表面のコピー(※2) ● 住民票記載事項証明書(住民票の写し) など ※1 上記以外の書類については、登記所に確認してください。 ※2 原本と相違がない旨を記載し、申出人(又は代理人)の記名をしてください。	—	☐

(注)被相続人の兄弟姉妹が法定相続人となるときなど、法定相続人の確認のために上記①の書類に加えて被相続人の親等に係る戸籍謄本等の添付が必要な場合があります。

■ 必要となる場合がある書類

	書類名	取得先	確認
⑤	(法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載する場合)各相続人の住民票記載 事項証明書(住民票の写し)(※) 法定相続情報一覧図に相続人の住所を記載するかどうかは、相続人の任意に よるものですので、住所を記載する場合は御用意ください。 ※各相続人の印鑑証明書や戸籍の附票でも代用できます。	各相続人の住所地の 市区町村役場	☐
⑥	(委任による代理人が申出の手続をする場合) ⑥-1 委任状 ⑥-2 (親族が代理する場合)申出人と代理人が親族関係にあることが分かる 戸籍謄本(①又は③の書類で親族関係が分かる場合は、必要ありません。) ⑥-3 (資格者代理人が代理する場合)資格者代理人団体所定の本人確認書類の 写し等	⑥-2について、 市区町村役場	☐
⑦	(②の書類を取得することができない場合)被相続人の戸籍の附票 被相続人の住民票の除票が市区町村において廃棄されているなどして取得する ことができない場合は、被相続人の戸籍の附票を御用意ください。	被相続人の本籍地の 市区町村役場	☐

STEP2 法定相続情報一覧図の作成

被相続人(亡くなられた方)及び戸籍の記載から判明する法定相続人を一覧にした図を作成します。

(記載例)

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地

最後の本籍 ○県○郡○町○番地

出生 昭和○年○月○日

死亡 平成28年4月1日

(被相続人)

法 務 太 郎

住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和○年○月○日

(妻)

法 務 花 子

以下余白

住所 ○県○郡○町○34番地

出生 昭和45年6月7日

(長男)

法 務 一 郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目45番6号

出生 昭和47年9月5日

(長女)

相 続 促 子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号

出生 昭和50年11月27日

(養子)

登 記 進

作成日:○年○月○日

作成者:○○○士 ○○ ○○

(事務所:○市○町○番地)

法定相続情報一覧図は、A4サイズの白い紙に記載してください。

その他の留意点1

- 被相続人の最後の本籍の記載は任意です。
- 相続人の住所の記載は任意です(記載した場合は、その相続人の住民票記載事項証明書等が必要です。)
- 相続放棄をした相続人がいる場合も、一覧図には氏名、生年月日及び続柄を記載してください。
- 推定相続人が廃除された場合は、その方の氏名、生年月日及び続柄は記載しないでください。

その他の留意点2

続柄については、子であれば「子」、配偶者であれば「配偶者」と記載しても差し支えありません(ただし、その場合は、相続税の申告手続等にお使いいただけない場合があります。)

STEP3 申出書の記入、登記所へ申出

申出書に必要事項を記入し、STEP1で用意した書類、STEP2で作成した法定相続情報一覧図と合わせて登記所へ申出をします。

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

申 出 年 月 日	令和 年 月 日	法定相続情報番号	- -
被相続人の表示	氏 名 最後の住所 生 年 月 日 年 月 日 死亡年月日 年 月 日		
申 出 人 の 表 示	住所 氏名 連絡先 - - 被相続人との続柄 ()		
代理人の表示	住所(事務所) 氏名 連絡先 - - 申出人との関係 ☐ 法定代理人 ☐ 委任による代理人		
利 用 目 的	☐ 不動産登記 ☐ 預貯金の払戻し ☐ 相続税の申告 ☐ 年金等手続 ☐ その他 ()		
必要な写しの通数・交付方法	通 (☐ 窓口で受取 ☐ 郵送) ※郵送の場合、送付先は申出人(又は代理人)の表示欄にある住所(事務所)となる。		
被相続人名義の不動産の有無	☐ 有 (有の場合、不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。) ☐ 無		
申出先登記所の種別	☐ 被相続人の本籍地 ☐ 被相続人の最後の住所地 ☐ 申出人の住所地 ☐ 被相続人名義の不動産の所在地		
上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し、上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては、被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し、その他の用途には使用しません。 申出の日から3か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は、廃棄して差し支えありません。			
(地方)法務局		支局・出張所	宛

申出をする登記所

以下の地を管轄する登記所のいずれかを選択してください。

- ① 被相続人の本籍地
- ② 被相続人の最後の住所地
- ③ 申出人の住所地
- ④ 被相続人名義の不動産の所在地



申出や一覧図の写しの交付は、郵送によることが可能です。

一覧図の写しの交付のため、返信用の封筒及び郵便切手を同封してください。

一覧図の写しは、相続手続に必要な通数を交付します。

一覧図の写しは、相続手続に必要な限度の通数をお求めください。

申出後は、登記官が提出書類の不足や誤りがないことを確認し、一覧図の写しを交付します。

記入される前にお読みください。

- 戸籍証明書、住民票、税に関する証明書を代理人が請求する場合、委任状が必要となります。
右ページの委任状をコピーするか切り離してご利用ください。
- ※必ず委任者が、代理人名や委任事項を記入し押印してください。
- ※各種手続きや証明書交付には、委任者が相続人であることが確認できる書類を求められる場合がありますので、各受付窓口へお問い合わせください。

■ 記入例

委 任 状

令和 7 年 4 月 1 日作成

(宛先) 姫路市長

委 任 者

住所 姫路市安田4丁目〇〇番地

氏名 姫路 太郎 【自署又は記名押印】

(生年月日: 大正・昭和・平成 25 年 4 月 〇 日)

(連絡先電話番号: 080 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇)

スタンプ印使用の場合は
押印が必要です

私は、次のものを代理人と定め、下記事項を委任します。

代 理 人

住所 姫路市飾磨区〇〇町〇〇番地

氏名 兵庫 次郎

(生年月日: 大正・昭和・平成 50 年 5 月 〇 日)

委 任 事 項

《 姫路 花子 》の死亡に関する手続きに伴い、

☐ 《 姫路 花子 》の戸籍(除籍)、改製原戸籍、住民票(除票)の交付申請

☐ 《 姫路 花子 》の税に関する証明書、名寄帳の交付申請

.....

.....

.....

委任状

令和 年 月 日作成

(宛先) 姫路市長

委任者

住所

氏名

【自署又は記名押印】

(生年月日: 大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日)

(連絡先電話番号: - -)

私は、次のものを代理人と定め、下記事項を委任します。

代理人

住所

氏名

(生年月日: 大正 ・ 昭和 ・ 平成 年 月 日)

委任事項

《 》の死亡に関する手続きに伴い、

☐ 《 》の戸籍(除籍)、改製原戸籍、住民票(除票)の交付申請

☐ 《 》の税に関する証明書、名寄帳の交付申請

出先窓口のご案内

※記載のない市外局番は079です

中心部

- 中央支所 ☎289-0811
- 花の北サービスセンター ☎289-0820
- 城乾サービスセンター ☎297-1010
- 安室サービスセンター ☎296-0030
- 高岡サービスセンター ☎296-3743
- 駅前市役所 ☎288-1177

東 部

- 東出張所 ☎252-6363
- 飾東出張所 ☎253-0101

北 部

- 北出張所 ☎264-0002
- 船山出張所 ☎232-0002

西 部

- 西出張所 ☎266-0004
- 林田出張所 ☎261-2001

南東部

- 飾磨支所 ☎235-0781
- 白浜支所 ☎245-1771
- 妻鹿サービスセンター ☎245-1871
- 的形サービスセンター ☎254-4339
- 大塩サービスセンター ☎254-0039

南西部

- 広畑支所 ☎236-1991
- 網干支所 ☎272-0181
- 勝原サービスセンター ☎273-9713

家島地域

- 家島事務所 ☎325-1002
- 坊勢サービスセンター ☎327-1001

夢前地域

- 夢前事務所 ☎336-0001
- 置塩サービスセンター ☎335-0002
- 菅野サービスセンター ☎335-0001

香寺地域

- 香寺事務所 ☎232-0001

安富地域

- 安富事務所 ☎0790-66-2302

開庁時間 平日9:00～17:00
※飾磨支所、駅前市役所を除く。

飾磨支所・駅前市役所

毎月第3土曜日及び12/31～1/3を除く毎日
※臨時休業や受付時間が変更になる可能性があります。
HPでご確認ください。

「おくやみハンドブック」は姫路市ホームページにも掲載していますので、ご活用ください。

編集後記

姫 路 市

おくやみハンドブック

令和8年6月発行

発行

姫路市／株式会社サイネックス



姫路市HP



サイネックスHP

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15
TEL.06-6766-3333(大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 姫路支店

〒670-0946 兵庫県姫路市北条永良町64
TEL.079-222-7630

※掲載している広告は、令和8年4月現在の情報です。
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

無断で複写、転載することとはご遠慮ください。

